

## 第 15 章 環境影響評価書の補正

環境影響評価書の補正にあたっては、環境影響評価法第 24 条に基づく環境の保全の見地からの国土交通省九州運輸局長意見を勘案して、補正前の環境影響評価書の記載事項について検討を加え、必要な追記・修正を行った。補正前の環境影響評価書からの主な相違点は、表 15-1 に示すとおりである。なお、より詳細な表現とする等の表現の適正化及び誤字・脱字等については、適宜訂正を行った。

表 15-1(1) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

評価書の補正箇所	補正前	補正後
pp. 2-11 軟弱地盤への対応について	—	専門家等からの助言を踏まえた地質調査等の適切な実施、六価クロムの溶出量及び地下水の流動阻害への配慮、地盤改良工事に伴う地下水位、地下水質及び地盤への影響の監視に関する記載を追記。
pp. 2-18 環境配慮事項	—	電車等について、省エネルギー型の車両等の導入、駅施設の改良を行う場合の省エネルギー型の設備採用等に関する記載を追記。工事中について、低燃費型建設機械、LED照明及び混合セメント等の採用、並びに温室効果ガスの排出削減に留意した効率的な施工等に関する記載を追記。 揮発性有機化合物（VOC）を多く含有する塗料の使用回避、地盤改良工事における六価クロム溶出量の事前確認、交換・撤去した既存のレールの再資源化又は再生利用への配慮に関する記載を追記。
pp. 7. 1. 1-1～5 気象の状況の文献調査	風向・風速について、既設の一般環境大気測定局（武雄測定局）の情報を収集し、整理した。	文献調査は、補正前の評価書では、一般環境大気測定局である武雄測定局を対象としていたが、測定状況が環境大気常時監視マニュアル等で求める条件を満足していないため、地域気象観測システム（気象庁）の観測所（白石観測所）を対象とすることとした。

表 15-1 (2) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

評価書の補正箇所	補正前	補正後
<p>p. 7. 1. 2-58 列車の走行に伴う騒音の 環境保全措置の検討</p>	<p>—</p>	<p>防音壁の設置について、具体的な検討の方針を下記のとおり追記。            &lt;追記内容&gt;            防音壁の設置については、生活環境を保全する必要がある箇所を踏まえた上で、予測した地点を参考に現地での測量、必要に応じて騒音測定点の追加を行って、設置位置や高さについて検討を行う。なお、騒音測定点を追加する場合の位置の選定にあたっては、住民等の意向も踏まえて実施することとする。</p>
<p>p. 7. 1. 2-58 列車の走行に伴う騒音の 環境保全措置の検討</p>	<p>—</p>	<p>軌道及び車両の維持管理の徹底について、具体的な検討の方針を下記のとおり追記。            &lt;追記内容&gt;            軌道及び車両の維持管理の徹底については、軌道の維持管理は在来線と同様の水準で実施し、車両の維持管理は軌間可変電車では新幹線と同様の水準、特急及び普通列車では在来線と同様の水準で実施する。</p>
<p>p. 7. 1. 3-49 列車の走行に伴う振動の 環境保全措置の検討</p>	<p>—</p>	<p>地盤改良について、具体的な検討の方針を下記のとおり追記。            &lt;追記内容&gt;            地盤改良については、R 2 及び R 5 地点において実施する計画であるが、地盤改良の範囲や方法等の詳細は、今後、詳細な工事計画を検討する中で具体的に設定する。</p>
<p>p. 7. 1. 3-49 列車の走行に伴う振動の 環境保全措置の検討</p>	<p>—</p>	<p>軌道及び車両の維持管理の徹底について、具体的な検討の方針を下記のとおり追記。            &lt;追記内容&gt;            軌道及び車両の維持管理の徹底については、軌道の維持管理は在来線と同様の水準で実施し、車両の維持管理は軌間可変電車では新幹線と同様の水準、特急及び普通列車では在来線と同様の水準で実施する。</p>

表 15-1 (3) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

評価書の補正箇所	補正前	補正後
<p>p. 9-1 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針</p>	<p>—</p>	<p>追加的な環境保全措置について、具体的な検討の方針を下記のとおり追記。                      &lt;追記内容&gt;                      事後調査及び環境監視を適切に実施した上で、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を検討し、実施する。また、追加的な環境保全措置は、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて検討するとともに、検討に際しての必要な内容を公表する。</p>
<p>p. 9-1 事後調査の結果の公表の方法</p>	<p>—</p>	<p>事後調査の結果の公表の内容について、具体的な方法を下記のとおり追記。                      &lt;追記内容&gt;                      調査の結果については、本事業による環境影響を分析した結果に加え、追加的な環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度についても報告書として取りまとめ、公表する。</p>